

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計

事業名	会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計		
事業開始年月日	昭和50年3月13日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	会津若松地方広域市町村圏整備組合	職員数 (H24. 4. 1現在)	5名
構成団体名	会津若松市・会津坂下町・会津美里町 (1市2町)		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあつては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を()内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)

2 財政指標等

資本費	45.0 (平成21年度)	財政力指数	0.538 (平成22年度)
資金不足比率(健全化法)(%)	— (—年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(—年度)
経常収支比率(%)	87.7 (平成21年度)	実質公債費比率(%)	18.3 (平成22年度)
		将来負担比率(%)	1.633 (平成21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないように留意すること(ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。)
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	管理者 室井照平
既存計画との関係	「長期財政計画」に基づく(地方公営企業の経営基盤の強化)
公表の方法等	HPによる住民公表
基本方針	<p>①地方公営企業法第3条に規定する「経営の基本原則」を基本とし、構成団体地域住民の日常生活に欠かすことの出来ない飲料水の提供や社会経済諸活動を支える基幹施設であるライフラインとして、将来ともに豊富で良質な水道水を、安全・安心そして低廉な価格で長期安定供給を図ることを使命とする。</p> <p>②地方公営企業として独立採算の原則を踏まえつつ、経営健全化・財政安定化に向け、経営基盤の強化を図る。</p> <p>③用水料金は、受益者に公正妥当であるという理解を得るため、能率的且つ効果的な経営に努めた適正な原価とする。</p> <p>④経営に当たっては民間の経営手法を取り入れ、事業の効果的な運営による効率化を推進し、企業の自主性、自立性の強化と経済活性化を図る。</p> <p>⑤議会に対しまして、本計画を説明します。(12月予定)</p> <p>*なお、本計画は議決事項ではありません。</p>

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		うち年利7%以上			
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	346,420.3	155,334.4		501,754.7
	補償金免除額	45,189.2	36,787.0		81,976.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道事業債	346,420.3	155,334.4		501,754.7
合 計 (A)		346,420.3	155,334.4		501,754.7
※上記のうち 一般（再掲） 相区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般（再掲） 相区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般（再掲） 相区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>○ 財政状況は、平成2年度供用開始から平成7年度まで毎年度「赤字決算」であった。 平成2年度から平成4年度までの用水料金は、供用開始前に用水料金を議会に諮ったが 提案した料金（収支均衡）では、構成団体の水道料金に占める割合（受水費）が高く、これにより受益者への負担（構成団体水道料金値上）が大きくなる為、政策的に料金を低く設定し赤字決算を見込んで経営を行った。</p> <p>○ 平成5年度に料金改定（9.0%値上）により単年度赤字額の幅を抑制する。 平成2年度から37年が経過し、平成4年度までの累積欠損金が97,484千円と多くなり、経営悪化による後年度の経営に不安が生じることから料金の見直しを行った。 本来であれば、新料金適用の平成5年度から「黒字」経営により累積欠損金の解消が図られる改定率を示したかったが、改定幅が大きく構成団体及び受益者に大きな影響が懸念された為、3年毎の財政計画見直しにおける段階的な値上策により対応することとした。 これにより、平成5年度から平成7年度の37年においても、政策的に赤字覚悟で経営を行った。 （平成7年度までの累積欠損金119,178千円）</p> <p>○ 平成8年度に料金改定（3.0%値上）により「黒字決算」に転ずる。 平成5年度から37年が経過し、前回策定時の段階的料金改定により再度の見直しを図る これにより、平成8年度から平成16年度まで97年間連続黒字となり、平成12年度まで保有していた累積欠損金が、平成13年度に全額解消され、平成17年度は水道施設更新（計装備の建設改良）による既存施設の除却により当該年度のみ赤字決算となったが、次年度降、本年度（平成23年度）に至るまで「黒字決算」で推移し、法定及び任意の積立金が出来る経営となった。 ※ 平成8年度に策定した段階的料金改定計画では、平成11年度2.4%、14年度2.7%、そして17年度3.0%値上げする改定を行う計画であったが、バブル崩壊後の景気低迷経済による地方税収の減少及び国の行財政改革等により、厳しい環境にある構成団体及び受益者負担を考慮すると共に、企業としての独立採算を踏まえた適正な原価による公正妥当な料金が定されているか、また、前回策定した計画との差異がどうようになっているか検証する意味において、定期的に3年毎に長期財政計画（用水料金）の見直し作業を実施している。</p> <p>これにより、計画策定期間中における収益収支による経営成績及び資本収支における財政資金の推移等を検証した結果、現行料金（平成8年度策定）で事業運営が出来るとの判断により、以降、料金改定を行わず現在に至っている。</p> <p>○ 会津若松地方広域市町村圏整備組合との統合 また、用水供給事業を運営していた「会津若松地方水道用水供給企業団」は広域行政の更なる効率化を目指し、平成21年3月に解散し、消防・ごみ処理・介護認定等の業務を共同処理している同地区の一部組合である「会津若松地方広域市町村圏整備組合」と平成21年4月に統合し、当組合において用水供給事業を継承し経営しているものである。 この統合による事務事業の見直しにより、適正な職員配置による人件費軽減や議会・監査の重複経費が削減され効率的な事務執行が図られている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 当用水供給事業の水道施設については、平成2年供用開始後当年度で23年を経過しようとしている。ここ近年において、施設老朽化に伴い浄水設備の一部更新を行ったが、法定耐用年数を既に経過した施設も数多くあることから、将来の施設更新に伴う財源の確保が課題である。（内部留保資金）</p> <p>課 題 ② 用水供給事業は、地域住民のライフラインと共に地域経済の基幹施設として、安全、安心な水を安定して供給することが使命であり、水道施設の維持管理及び水処理には万全の体制で臨む必要がある。 当用水供給事業に所属する技術職員は高齢化により、ここ10年に満たない間に退職となり水道施設の構築及び維持管理に携わる技術継承が課題となっている。</p> <p>課 題 ③</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債		1,400				200				
	資本費平準化債										
	2. 他会計出資金	59	61	63	66	68	70	71	68	64	51
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金										
	9. その他										
	計 (A)	59	1,461	63	66	68	270	71	68	64	51
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	59	1,461	63	66	68	270	71	68	64	51
	1. 建設改良費	8	1	92	4	5	1		1		1
うち職員給与費											
2. 企業債償還金	581	1,746	338	346	354	864	325	306	295	221	
3. 他会計長期借入返還金											
4. 他会計への支出金											
5. その他											
計 (D)	589	1,747	430	350	359	865	325	307	295	222	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	530	286	367	284	291	595	254	239	231	171	
補てん財源											
1. 損益勘定留保資金	530	286	363	284	212	158	158	157	156	142	
2. 利益剰余金処分額					79	437	96	82	75	29	
3. 繰越工事資金											
4. その他			4								
計 (F)	530	286	367	284	291	595	254	239	231	171	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)	3,456	3,110	2,772	2,426	2,072	1,408	1,083	777	482	261	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	収益的収支分	39	25	32	28	24	21	17	13	9	6
	うち基準内繰入金	39	25	32	28	24	21	17	13	9	6
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	59	61	63	66	68	70	71	68	64	51
	うち基準内繰入金	59	61	63	66	68	70	71	68	64	51
	うち基準外繰入金										
合 計		98	86	95	94	92	91	88	81	73	57

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率※ (%)	108.4	127.4	141.2	133.6	142.9	146.0	157.0	157.8	149.4	166.7	
資本費 (円)	68.6	59.3	45.0	45.8	42.9	43.3	33.0	32.0	30.4	26.7	
総収支比率(法適用) (%)	108.5	126.1	140.2	132.3	141.5	145.1	155.1	156.3	151.3	169.4	
経常収支比率(法適用) (%)	108.5	126.1	139.0	132.3	141.5	145.1	155.1	156.3	151.3	169.4	
営業収支比率(法適用) (%)	153.4	165.0	163.6	153.3	163.0	164.4	164.0	164.4	156.7	173.7	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.4	1.9	1.3	0.8
	うち基準内繰入金 (%)	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.4	1.9	1.3	0.8
	うち基準外繰入金 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資本的収入分 (%)	100.0	4.2	100.0	100.0	99.6	26.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	4.2	100.0	100.0	99.6	26.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>① 原価主義の原則 … 用水料金は、企業の独立採算の原則を踏まえつつ、受益者にとって公正妥当なものでなければならず、且つ効率的で効果的な経営のもとにおいて、総括原価方式により適正な原価を基礎とし、将来ともに企業の健全な経営の確保ができるよう、料金の適正化を図る。</p> <p>② 効率化による事業経費の削減 … 用水供給事業の運営に当たっては、最少の経費で最大の効果をあげるため、経営改善（民間的経営手法の導入による効率的運営）、合理化（適正な職員配置による経費削減・広域行政の効率化）、効果的な施設整備（過大な投資額の抑制）並びに現有施設の長寿命化を図る効率的な維持管理により、原価抑制を図る。</p> <p>③ 内部留保資金の確保 … 企業とし将来共に健全な経営を図る観点から、必要な資金（老朽化施設の更新及び企業償還金による資本的収支不足額の財源確保）を内部に留保し、財政を安定化させるため、料金に適正な事業報酬を見込み現行料金の長期継続維持を図る。</p> <p>④ 料金体系は二部料金制 … 用水供給事業の健全経営と財政安定及び構成団体の負担の公平化を図る。 ・ 基本料金（固定費）… 通常営業活動に要する「義務的経費（人件費＋維持管理費＋諸物件費等）」及び「資本費（支払利息＋減価償却費の回収）」とし、構成団体への給水量の多寡に関わらず、事業を運営する経費 ・ 水量料金（変動費）… 浄水製造に係るランニングコストで、構成団体一律同一料金（実供給量による）</p> <p>⑤ 料金収入の見込み … 当用水供給事業の供給先は、構成団体のみであり当該団体の末端給水の使用量による給水量の増減により、水量料金が変動するが、料金全体の「約90%」を基本料金が占めていることから、不安定な経営は回避できている。 ただ、ここ数年、長引く景気低迷及び人口減少等により、構成団体への給水量が顕著に減少しており、水量料金が減少傾向にある。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計からの繰入金については、平成2年から本年度（24年度）に至るまで、総務省財政局通知による「地方公営企業繰出金制度」により、構成団体から基準内繰入金として負担して頂いている。 平成14年度までは、基準額を負担して頂いていたが、平成15年度から本年度（24年度）迄は、構成団体の財政事情により基準額から50%減額を上限とした繰入金を負担して頂いている。 今後の見込みとしては、内部留保資金確保の観点（財政安定による健全経営及び施設更新財源）から、繰入金の減額措置せず基準額の負担をお願いしたいところであるが、構成団体あつての当事業という位置付けから、構成団体の財政状況を考慮しつつ、事業経営収支及び施設維持管理（更新・修繕）に係る財源の必要性を提起しながら、構成団体と協議し対応したいと考えている。 （計画は、基準額を計上している。）</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>今回の経営健全化計画期間中においては、大規模な施設更新は見込んでいない（経年劣化による施設の一部更新は計画に見込む） 当用水供給事業の水道施設は、平成2年供用開始から本年度（24年度）で23年が経過しようとしており、既に法定耐用年数を経過した施設が数多くあるが、耐用年数満了と同時に即更新するのではなく、現有施設の現状を調査分析し、修繕等による長寿命化を図る取組みを実施しており、今後も引き続きこれにより対応する。（この取組みにも限度があり、その見極めによっては更新へと踏み切る） ※ 現在、経営収支及び資産管理を含めた「長期財政計画」を策定作業中（24年11月末） ※ 資産売却は「無」</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>水道施設の維持管理及び施設整備等に当たっては、事業運営に直結する重要度及び優先順位の高い施設から、適切な工事手法とこれに要する正確な設計、積算による予定価格を設定しコスト縮減に積極的に取組み、入札、契約手続きとその運用については、予定価格の公表や、一般競争入札（制限付）及び郵便入札により、透明性、公平性を確保し、品質管理を堅持しつつ落札率を下げるなど経費の削減に努める。 また、物件費等についても、地球環境に配慮しながら、燃料費、光熱水費、事務用品についても効率的に使用し節減に努める（リデュース・リユース・リサイクルを励行する）</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
 現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
- ② 他会計繰入金の見込み
 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
- ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
- ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		<p>※ 当組合の用水供給事業の運営主体《記載内容の前提》 会津若松地方水道用水供給企業団(水企業団) … 昭和49年(設立)～平成20年度(平成21年3月31日解散) 会津若松地方広域市町村圏整備組合(整備組合) … 水企業団の解散による共同処理事務(水道用水供給事業)継承 (平成21年4月1日～)</p>
○ 定員管理	課題②	<p>用水供給事業の職員数は、水企業団の供用開始時(平成2年)から3年度までは「9名」であったが、運営経費削減により平成4年度から2名減員し「7名」とし、更に平成16年度にも1名減員し、平成20年度まで「6名」体制で事業運営を行った。 前回(平成19年度)の公営企業経営健全化計画においては、これ以上、職員の純減は、業務に支障を期し困難な実情であり、今後、どのような組織形態での運営が理想であるか検討するとしていた。 その後、同一地区内の異なる事務を共同処理する一部事務組合において「広域行政効率化」の取組みとし、整備組合と水企業団が統合し、当事業を整備組合が継承することにより、平成21年3月31日に水企業団が解散した。 この統合による事務事業見直しにより、統合前の「6名」から1名純減し、平成21年4月1日から現在に至るまで、「5名」体制で事業運営を行っているが、今後、企業職員の定年退職により、水道施設の構築・維持管理に必要な技術力確保の観点から、事業運営形態の在り方について、職員配置計画を含め、より効率的な事業展開が図られるよう検討する必要がある。</p>
○ 給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与については、平成18年4月に国に準拠し給与構造の見直しを行っている。 ・ 地域手当は、対象地域がなく支給していない。 ・ 職員の昇給については、55歳到達年度以降、定年までの昇給抑制を実施している。 ・ 55歳を超える職員の給与(本俸・手当)カットを実施している ・ 時間外勤務手当の縮減が図られるよう改善に向け取り組む ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当職員無し(技能労務職は採用していない。) ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職時の特別昇給措置については、平成17年10月に廃止している。 ◇ 福利厚生事業のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合への事業主負担割合は二分の一で行っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理等について、浄水場の運転監視業務は、平成2年供用開始から18年度まで全面的に民間企業に委託していたが、平成19年度から、その業務の一部を直営により職員が従事し、維持管理費の削減を行っている。 ・ 浄水処理に係る運転経費についても、浄水製造に当たり構成団体受水量の監視体制を強化し、受水量に応じた適正な施設の稼働に心掛け、深夜電力を活用するなど効率的な運転に努め、また、浄水薬品についても、水質管理の徹底により、無駄のない薬品投入による効果的な水処理を行い経費の削減を図っているが、更なる効率化に向け努力する。 ・ 施設維持管理に係る修繕・委託・建設改良の発注に際しては、現行の入札制度を徹底し経費削減に努める。 ・ 現有施設は、供用開始から23年が経過しようとしており、老朽化している施設も数多くあることから、それら施設の長寿命化を図るため修繕費等で対応しているが、施設の現状を把握し、過大な修繕とならぬよう施設管理には万全を期し取り組む。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場の運転監視業務(一部直営)及び浄水・送水施設の維持管理は、水道技術管理者の指揮監督により民間に委託している。また、水質検査についても、通常の検査項目は職員が対応し、複雑高度な技術を要する項目は指定検査機関に委託しているが、今後、専門技術職員の退職による技術力確保の観点から、技術上の全ての業務について民間的手法(第三者委託)を取り入れるなど、どのような運営がより効率的であるか検討が必要である。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水料金については、経営収支により「経営の健全性」が堅持されているか、将来実施する諸施策に必要な財源が確保され「財政の安定」が図られているかなど、過去の決算実績や現状、更に将来の事業収支状況を踏まえ、現実的な経営計画（長期財政計画）を策定し、現行料金が適正な原価により算定されているか検証し対応を図る。 ・ 現在の用水料金は、平成8年度改定から現在に至っている。 <p>この間、3年毎に定期的な長期財政計画の見直し（急激な情勢変化による計画との乖離が大きい場合はその都度）を実施し、現状を把握しコストに見合った適正な料金が設定されているが、今後の事業展開によっては、老朽化施設更新、地震対策等による事業費の増加が懸念されることから、これらを踏まえた対応を検討する必要がある。</p>
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営健全化計画や財務状況に関する事項（予算・決算・財政状況説明書）は、受水者である構成団体に資料提供し説明するとともに、組合ホームページに掲載し情報公開している。
○ 行政評価の導入		<ul style="list-style-type: none"> ・ 未導入
4 その他	課題①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年経過に伴う老朽化施設の更新財源は、計画年度毎の経営収支を上回る利益を目指し、利益剰余金とし蓄積しそれらに備える。（内部留保資金の確保） ・ 軽微な施設更新の財源については、内部留保資金で対応可能と思われるが、大規模な施設更新時には、それ相応の事業費が必要となることから、内部留保資金で賄うことが出来ない場合には、構成団体に負担を求めるか、起債するか検討する必要がある。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費は、過去に経営健全化の取組みや統合により職員数を減じ、現在5名体制で運営しており(業務内容：財務・出納・浄水・送水・水質検査)、更なる職員の純減は困難な実情であるが、職員の定年退職による技術力確保の観点から水道に係る技術上の業務を外部(第三者)委託するなど、今後、より効率的な運営形態を検討しながら経常経費の軽減に取り組む。 ・法定耐用年数を経過した現有施設の長寿命化を図るため、施設の現状を的確に把握し過大な維持費とならぬよう入札等も含め最新の注意を払い取り組む。 ・施設更新においても、重要度、優先順位の高い施設から実施し、工法等を検討し経費軽減に取り組む。 ・物件費等は、燃料費、光熱水費の無駄のない効率的な使用に努め、消耗品等についても3Rにより地球環境に配慮し取り組む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、用水供給事業の経営において「繰越欠損金」は無い。(平成13年度解消) ・料金適正化については、構成団体給水量の減量に伴い給水収益(事業収入)が減少傾向にあることから、事業費用の抑制に努めると共に、現行料金が経営収支において適正で公正妥当であるか逐次検証し、将来共に健全な経営が営まれるよう取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、用水供給事業においては、一般会計からの基準外繰出金はない。 今後とも引き続き健全経営に向けた事業運営を行い、構成団体に基準外繰出を求めるとのしないよう努める。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設更新財源については、事業収支において計画を上回る「純利益」が生じるよう経営に努め、利益剰余金を確保し内部留保資金の蓄積により、将来の施設更新の財源に充てるべく取り組む。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成〇年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
			(当初計画基準額)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)		
	累積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)														
		延長計画の目標値														
		当初計画の目標値		3,452	3,143	2,818	2,480	2,129								
		企業債現在高 (実績値)		3,456	3,110	2,772	2,426	2,072								
		延長計画の目標値								1,408	1,083	777	482	261		
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
		料金改定率														
		改善効果額 (料金の適正化)														
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額 (負担金の確保等)														
		資産の有効活用														
		改善効果額 (収入増額)														
		その他 ()														
		改善効果額														
		【経費の削減】														
		職員給与費の適正化														
		職員給与費 (退職手当以外)	61	52	51	51	52	52								
		改善効果額		9	10	10	9	9	47							
	給与水準	32	27	27	27	28	28									
	改善効果額		5	5	5	4	4	23								
	その他 (請手当・法定福利費)	29	25	24	24	24	24									
	改善効果額		4	5	5	5	5	24								
	職員数 (人)	7	6	6	6	6	6									
	増減数 (人)	1	1	0	0	0	0	1 (人)								
	維持管理費等	78	62	62	62	62	62									
	改善効果額 (適正化)		16	16	16	16	16	80								
	その他 ()															
	改善効果額															
			当初計画改善効果額 合計						127							

※ 金津若松地方広域市町村圏整備組合と金津若松地方水道用水供給企業団の統合 (平成21年度) による改善効果額

区分	課題	目標又は実績	平成〇年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
			(当初計画基準額)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)		
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
		料金改定率														
		改善効果額 (料金の適正化)														
		未収金の徴収対策														
		改善効果額														
		一般会計負担金の額														
		改善効果額 (負担金の確保等)														
		資産の有効活用														
		改善効果額 (収入増額)														
		その他 ()														
		改善効果額														
		【経費の削減】														
		職員給与費の適正化		当初計画の目標値との比較 (改善効果額) : 【実績数値】												
		職員給与費 (退職手当以外)														
		改善効果額		11	10	9	40	42	43	30	44	45	45	38	38	
	給与水準		22	23	23	22	23	23	15	23	24	24	20	20		
	改善効果額		5	5	5	5	5	4	15	5	4	4	8	8		
	その他 ()		18	19	20	18	19	20	15	21	21	21	18	18		
	改善効果額		6	5	4	6	5	4	15	3	3	3	6	6		
	職員数 (人)		5	5	5	5	5	5		5	5	5	4	4		
	増減数 (人)		1	0	0	1	0	0	1 (人)	0	0	0	1	0		
	維持管理費等															
	改善効果額 (適正化)															
	工事コスト															
	改善効果額 (縮減額)															
	その他 (統合による議会・監査経費)	統合前	2			0	0	0	6	0	0	0	0	0		
	改善効果額					2	2	2	6	2	2	2	2	2		
			統合による事務効率化改善額 合計 B						36							

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。

延長計画改善効果額 合計 A	60
統合による事務効率化改善額 合計 B	36
A + B	96
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	82

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	160,237	158,906	157,882	156,681	164,461	-	-	-	-	-
年間総有収水量 (千m ³)	6,202	5,856	6,365	6,244	5,698	5,293	5,840	5,840	5,856	5,840
公称施設能力 (m ³ /日)	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500	27,500
1日最大配水量 (m ³ /日)	20,692	20,452	20,738	20,236	18,484	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
最大稼働率 (%)	75.2	74.4	75.4	73.6	67.2	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7
供給単価 (円/m ³)	109	114	106	108	117	125	115	115	115	115
給水原価 (円/m ³)	100	90	75	81	82	86	73	73	77	69

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。